

2022-9-27 成年後見制度利用促進専門家会議 第1回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 では、定刻になりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議 第1回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このワーキング・グループの主査を担当します新井です。よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

なお、本日は、故安倍晋三国葬儀当日につき、14時10分頃から約1分間、会議を中断いたします。委員の皆様は、会議中断の間、画面を一時オフにさせていただきようお願い申し上げます。

次に、手嶋委員に代わり、馬渡直史委員が委嘱されました。一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○馬渡委員 最高裁家庭局長馬渡でございます。

9月2日付けで家庭局長になりまして、手嶋の後、このワーキングにも委員として参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○新井主査 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

参考資料1に本日の出欠状況を記載しております。御覧のとおりの出欠、代理出席、オブザーバー出席となっております。

以上、報告を終わります。

○新井主査 それでは、議事に移ります。本日は、3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通しての意見交換を行います。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について、事務局からの説明をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。資料1を共有いたします。

こちらが「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」に関する検討項目を整理した資料であります。

このワーキング・グループは、第二期成年後見制度利用促進基本計画に関するワーキングということになっております。第二期計画は、前期計画での課題の対応を進めていくものということです。計画自体は5年間ということなのですが、ワーキングで取り上げる内容は、令和6年度に実施いたします中間検証までの間に検討状況を定期的に確認す

る必要があるものが対象ということになっております。

もう一つ共有いたします。こちらが「第二期基本計画の策定について」という概要の紙で、参考資料についているものになります。

この青字のところ、第二期成年後見制度利用促進基本計画の枠組みということになっておりまして、IIの2「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」ということで項目が挙がっておりまして、こちらに記載のある検討項目で、先ほど私が申し上げたものの検討を進めていくということになります。

そして、資料が戻ります。この資料は、成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループということで、大きな論点は、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進に関することとなります。現在、成年後見制度に関しましては、基本計画に基づきまして制度の見直しに向けた検討が進められております。このワーキングでは、中間検証までに定期的に確認ということで、現行制度における運用改善の検討を進めていくということになっております。その論点の一つとして、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関することが掲げられているところであります。

具体的に第二期基本計画の抜粋、幾つか項目を挙げております。報酬に関するものということで、3つ目以降に項目がございます。1つが、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進については、併せて検討される必要があるということ。

次、国は、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討するというもの。

そして、次、裁判所における適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討するというものです。

そして、次が、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討するというものです。

それ以外にも、報酬ではないのですが、掲げられているのが2つです。意思決定支援に関するものがございます。こちらが2つございまして、国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討するというものです。

そして、次が、国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討するというものであります。

こちらが第二期計画で掲げられているものということになります。

今回は、第1回目ということで、検討項目がこちらにありますけれども、後見人等の適

切な報酬算定に向けた裁判所による自律的な検討と申立費用・報酬の助成制度の推進について検討するという事になっております。

検討スケジュールです。今回は9月27日ですけれども、3つございます。1つ目が、報酬実情調査に関してです。2つ目が、成年後見制度利用促進事業による助成の仕組みと概算要求についてということです。そして、3つ目が、民事法律扶助の仕組みについてということでございます。

次は、第2回、11月8日です。海外の報酬決定と報酬助成の仕組みについて。

そして、年が明けまして2月21日ですけれども、成年後見制度利用支援事業に関する研究事業の中間報告について、そして報酬実情調査についてということになります。

年度が明けまして、こちらはまだ日程が決まっていますが、春から夏にかけて、成年後見制度利用支援事業を全国で適切に実施する方策の検討の方向性を議論する。そして、適切な報酬の算定に向けた検討の方向性について議論する。

そして、令和5年度が終了いたしましたところで、令和6年度、中間検証に進んでいくといった流れになります。

私のほうの説明は以上ですけれども、最初、主査からの御発言がありましたとおり、ここで1分間程度、会議を中断したいと思います。委員の皆様におかれましては、しばらくの間、画面をオフにいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(中 断)

○松崎成年後見制度利用促進室長 会議を再開したいと思いますので、画面をオンにいただければと思います。

新井主査のワーキング・グループの検討項目の説明は終了したいと思います。

○新井主査 ありがとうございます。

資料1ですけれども、これは第2期基本計画において、運用改善の項目に記載のある事項を抜粋しましたが、意思決定支援などは、報酬を中心に検討する、このワーキング・グループよりも、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループでの検討のほうが内容的に親和性が高く、生産的な議論ができるように考えますので、主査の山野目先生と調整したいと考えております。

では、議題1「最高裁判所による報告」に移ります。最高裁判所からの報告をよろしくお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁判所事務総局家庭局第二課長の向井宣人と申します。

最高裁判所からは、成年後見制度の運用改善に関する取組としまして、現在実施している後見人等の報酬の実情調査の概要と今後の予定について、簡単に説明差し上げます。ここからは、スライドを画面共有して進めさせていただきます。

第二期計画におきましては、成年後見制度の運用改善として、適切な報酬の算定に向け

た検討と報酬助成の推進は、併せて検討される必要があると整理されております。

裁判所においては、報酬算定の在り方について、鋭意検討を進めているところでございますが、昨年9月29日の第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループにおいても報告させていただきましたとおり、いわゆる無報酬事案の存在が制度の担い手の確保の妨げになり得るなどといった問題もありまして、第二期計画で整理されておりますとおり、報酬算定の問題と報酬助成の推進等の環境整備の問題は両輪の関係にあると考えられます。

そして、第二期計画におきましても、専門家会議では、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があったと記載がありますとおり、先ほど申し上げたワーキング・グループを含め、昨年度の専門家会議において、報酬を実際に受け取れていない事案がどの程度あるかに関する実態の把握が必要だという御意見ですとか、新たな報酬算定の考え方を検討する上で、現状の報酬付与額を調査する必要があるという御指摘をいただいているところでございます。

制度の運用を担う裁判所としましても、特に後見人等が報酬を受け取ることができない事案の実情を把握することは、今後の検討を進める上でも重要だと考えておりますし、現在の運用を前提にした場合の報酬が受け取れていない実情について、参考となる数値も含めてお示しし、今後の運用改善全体に生かすことにも大きな意義があるのではないかと考えております。そこで、最高裁におきましては、現状の報酬付与額や報酬が受け取れていない事件の実情を調査することといたしまして、本年7月15日に全国の家庭裁判所に対して調査依頼を正式に発出いたしました。

最高裁としましては、冒頭で申し上げた趣旨を踏まえつつ、本調査が全国の家庭裁判所の協力を得て実施するものであり、後見関係事件に関する裁判事務を本務とする各家裁の現場の職員の負担も考慮しつつ、可能な限り有益な調査内容としたと考えております。

また、現行法上、報酬付与は裁判事項ということになりますので、実情調査の結果が報酬付与額の相場であるなどとして、今後の裁判所の個々の裁判官の検討や判断を拘束することにはならないという点については、改めて御留意いただければと思います。

なお、本調査の調査項目を決めるに当たっては、報酬助成の推進等の検討を進める観点から、どのような調査とすることが相当かという点を含めて、厚生労働省の成年後見制度利用促進室、障害福祉課、地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課との間で慎重に協議を重ねた上で、調査項目等の内容を決定させていただいております。厚労省からは、貴重な御意見を多数お寄せいただきましたので、この場を借りて厚生労働省に厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

そうしましたら、早速、どのような項目について調査することにしたのかということの御説明に移らせていただきます。ここからは少し技術的な説明を含みますので、少しお聞き苦しい点もあるかもしれませんが、どうぞ御容赦ください。説明の内容等が分からないということであれば、質問いただければ御説明いたしますので、後ほど御質問いただければ

ばと思います。

まず、基本的な調査方法になりますが、裁判所には、本庁だけでなく、支部、出張所等もごございますけれども、支部、出張所も含め、全国の全ての家庭裁判所において、対象となる事件について、後ほど御説明する調査項目に関する情報を集積してもらうことにいたしました。調査事務の合理化の観点から、裁判所の事件管理のシステムに入力されている情報を生かしながら、項目によっては事件記録に直接当たって、必要な情報を手作業で抽出するという手順を取っております。

対象事件としましては、家庭裁判所には、古くは例えば昭和の時期に禁治産宣告として申し立てられた事件から、新しいものと、本年中に後見開始が申し立てられた事件などがございます。それぞれの事件について後見等を開始した時期は様々となっておりますけれども、これらのうち、時期としましては、平成28年1月1日から令和元年12月31日までのこの4年間の間に、後見開始、保佐開始、補助開始、または任意後見監督人選任の審判申立てがされた事件を抽出することといたしました。このスライドで一番左の青いところにある、①申立て時期による抽出という部分になります。

その上で、後見監督事件は、事件の開始後、おおむね年1回の報告書提出時期を定めて監督事件を立件しているということになりますが、本調査においては、調査時に継続している事件で、かつ、令和4年9月、ちょうど今月に監督事件が立件される事件を対象としております。これが青い②の監督事件等の立件時期による抽出という部分になります。

なお、報酬付与の対象期間が統一されていないと適切な分析ができないことや、複数の後見人が選任されている事件では、それぞれの報酬額は減額される場合があることから、報酬の対象期間を12か月としている事件に限り、かつ、複数選任の後見人の事件は対象から除くということにいたしました。なぜ報酬の対象期間が12か月じゃないものがあるのかということについては、後ほど少し説明させていただきます。

まず、①の申立時期による抽出ということで、この期間を抽出した趣旨について補足させていただきますが、現行の裁判所が使っております事件管理システムが全国に導入されたのが平成28年ということになります。ですので、システムを使って抽出することになりますと、申立時期としては、この時期以降にする必要がありました。

そして、この後、説明しますとおり、本調査では令和3年の報酬付与に関する実績を調査するというにいたしました。一般的には初回の監督事件等の立件は後見人等による初回報告の1年後としている庁が多く、初回の報酬付与の申立ては、後見人等が選任されてから初回の監督事件等の立件までの期間を対象とされることが多いのですが、初回の報告には1か月から2か月間かかる場合が多く、令和2年に開始した事件の令和3年の報酬付与の対象期間は、例えば13か月とか14か月分になるなど、基本的には12か月分になりませんので、令和元年末までの申立てに限ることといたしました。この辺り、説明が分かりにくいかもしれませんが、もう少し詳しくお知りになりたいということであれば、御質問いただければと思います。

以上が対象事件の範囲の説明となりますけれども、スライドの右側にありますとおり、本調査については、対象事件のまさに本年の報酬付与の実績ではなく、前回、つまり前年に遡って実績を調査するという手法を採用しております。なぜ前年の実績を調査することとしたのかという、その趣旨としましては、本年の実績を調査するとなると、実際に今月中に監督事件を立件いたします。そうすると、本年分の報酬につき、これから報酬付与の申立てがあり、これから審判がされるという形になりますので、庁によって報酬付与の審判時期がまちまちでタイムラグが生じるということになります。そうすると、それを待っているという形になりますと、こちら側の最終的な集計、分析、報告ということに時間がかかってしまって、いつきちんとした報告ができるのかが見通せないという問題がありまして、もう既に確定している前年の報酬額を調査するという形にさせていただきました。

なお、事件数になりますけれども、平成28年から令和元年までの4年間に、後見、保佐、補助の開始又は任意後見監督人選任が申し立てられた事件のうち、令和3年12月末時点で継続している事件の総数は7万8266件ということになっております。今回の調査では、令和4年9月の1か月間に監督を予定している事件を抽出するということになりますので、12か月で毎月同じ数ずつ監督事件を立件しているという形で機械的に割りますと、1か月当たりの件数は6522件ということになります。この件数から、さらに先ほど少し除外すると説明した、複数人後見人が選任されている場合ですとか、報酬付与の対象期間が12か月でないものですとか、こういったものを除くと、事件数としては少し減るということにはなりますけれども、それでもサンプルとなる概数としては5000件台ぐらいにはなるのではないかと考えておりますので、件数としては決して少ないものではないのではないかと考えているところです。

では、次の説明に移らせていただきます。次は、調査項目についてです。対象事件についての調査項目は、このスライドに表記しているとおりにということになりますが、各事件における資産規模、流動資産額ですとか、後見人等と本人との関係です。具体的に言いますと、専門職かどうかですとか、個人か法人かとか、そういったものです。これとともに、あと、実際には報酬申立てがなく、報酬を受け取っていないという場合もありますので、報酬付与の申立ての有無。あとは、申立てがあった場合の報酬付与額などを調査する内容になっておりますが、そのほか、事件の関連情報も含めて、可能な限り幅広く情報を集められるようにしたつもりでございます。

調査項目について若干補足しますが、まず、市区町村長申立てに係る事案であるか否かで、実際に報酬付与の申立ての有無ですとか、報酬付与額にどのような差異があるのかという実情が把握され得るようにするために、首長申立てかどうかということ項目として設けることといたしました。一番上の青字の左から2番目のところです。

あとは、本人の年齢ですとか、開始原因として、認知症かそれ以外かの項目を設けておりますが、これらについては、報酬助成の推進という観点から数値を参照しようとする場合に、高齢者と障害者とで行政の担当部署も分かれているところ、この点について厚生労

働省とも協議した上で、厳密な情報ではないにしても、少なくとも高齢なのか障害なのかの区別・分別に資する情報については、調査項目としたほうがいいのではないかとということで、認知症か、それ以外かという項目を設けて調査するということにいたしました。

流動資産額についてですが、これは現金と預貯金。預貯金には、後見制度支援信託・預貯金を含むということになりますが、その合計額ということで定義を統一させていただきました。基準としての明確性というか、調査項目の明確性の観点から、そのようにさせていただいております。

次に、付加報酬額についてですけれども、真ん中のオレンジのところ項目を設けておりますが、ここについては、典型的には訴訟や調停・審判、また不動産の任意売却等の個別の課題に対応した際に評価される報酬と御理解いただければと思いますけれども、報酬付与は、対象期間の後見事務全体に対して付与されるものでありますところ、実際には、報酬額全体の中で付加報酬が占める部分の内訳ですとか、付加報酬の中でも、例えば裁判手続に対応したものが幾らといった内訳は、いずれも事件記録からは把握できないという問題がございます。また、同様に、付加報酬の具体的な算定方法についても、事件記録からは把握できないという問題がございます。

これに対して、事件記録から把握可能な情報としましては、まず、個々の事件の報酬付与申立てにおいて、付加報酬の求めがあるかどうかという限度では、報告書等を見れば確認が可能でありますので、この付加報酬の求めがある事案かどうかというところの調査と、あとは、付加報酬の求めの内容について、可能な限り、その内容を具体的に把握するために、典型的なものとして3つの類型にパターンを整理して調査項目としております。

1つが、①の本人財産に係る法的な紛争対応・調整等ということで、簡単に言いますと、裁判所での法的手続を取っているものという類型になろうかと思えます。②が不動産の任意売却です。③が身上保護ということで、居所変更とか介護サービス等の申請に関する事務とか虐待対応です。このようなものについて付加報酬の求めがあるというような記載がある場合には、調査項目にしているということになります。

なお、付加報酬の求めがあったとしても、実際にそれを加味して報酬付与されているとは限らないということになりますし、そもそも今回の調査では、先ほど御説明したとおり、付加報酬について、どういう内訳になっているのかとか、実際に付加報酬が付与されているのかということについては明らかではなくて、記録としては報酬額の総額として幾らが付与されているというような形でしか記録上は明らかではなく、実際に付加報酬として考慮されているかどうかということについても、記録上ははっきりしないということになりますので、その点については御注意いただきたいと思います。

最後に、調査の趣旨との関係で、無報酬事案の実情をどのように把握する方針かという点について、少し補足させていただきます。一番下の緑の項目のさらに下に★の項目がありますが、ここの部分の説明ということになります。無報酬事案のパターンとしては、まず、1つ目として、そもそも回収見込みがないために、報酬付与の申立て自体をしないと

いう事案です。そのほか、報酬付与の申立てをして、実際に報酬付与はされたものの、現実には回収できなかった事案、この2つの事案に大きく分けられると思いますが、今回の調査では、報酬付与の申立ての有無の項目によって、主として前者、そもそも報酬付与の申立てをしなかった事案というのを把握する方針としております。

2つ目の報酬の付与はされたのだけれども、実際に回収できなかったというところについては、様々な観点から検討したところですが、実際、そもそも報酬が回収できたかどうかということについては、回収状況を報告する後見人とそうでない後見人もおられるところとして、回収できたかどうかの客観的な事実の認定を対象事件の全てであるということについては、現実的ではないのではないかと考えまして、今回のこの調査で全国的・網羅的に把握するのは困難だという結論に至りました。

1つ目の点については、これは親族後見人等の場合には、報酬をそもそももらうつもりがないということで、付与の申立てをしないということもあると思いますが、専門職であれば、通常は、本来であれば報酬の付与の申立てはするはずであると。それにもかかわらず、付与の申立てをしていないということであれば、これは無報酬事案だからではないかというような推測が立つところですので、こういった報酬付与の申立ての有無と本人との関係を組み合わせれば、無報酬事案がどれくらいあるかというのがある程度分かるのではないかとということで、このような調査項目になっております。

では、最後に、実情調査のスケジュールについてということになります。冒頭説明しましたとおり、今回の調査では、本年7月15日に既に調査依頼を正式に発出しております。今後、全国の家庭裁判所において、特に本年9月から11月にかけて重点的に調査に対応するということになりますので、まずは各庁の調査を待った上で、最高裁において必要な集計作業をした上で、来年2月21日の第3回ワーキング・グループでの結果報告に準備が間に合うように努めてまいりたいと考えております。

最高裁からの報告は以上です。

○新井主査 御報告ありがとうございました。

ただいまの報告に質問がある場合、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いしたいと思います。

質疑応答の時間は約10分を予定しております。いかがでしょうか。青木委員、お願いします。

○青木委員 御報告ありがとうございました。

何点か御質問がありますが、まず、スライドで言いますと3ページになりますが、付加報酬の求めの有無をお尋ねのところを3つの類型にされたと聞きましたけれども、これ以外にもよくあるものとして、親族間紛争で困難を生じる場合とか、御本人の対応が難しく対応に苦慮した場合というのも、付加報酬事項として申出をすることが多いと思いますが、そういう点を今回は入れられなかったということについては、調査の趣旨との関係で何か理由があるかというのが1点目でございます。



2点目は、付加報酬について、具体的な記録上からは、その分だけは幾らということが分からないことや、算定方法も記録からは分からないということで調査項目にしていないということのようですが、そうしますと、今回、付加報酬がどの程度付与されているかということについては、調査からそこまでを明らかにすることはなかなか難しいという御判断になるでしょうかということが2点目です。

3点目、これで終わりですけれども、実は専門職団体の中では、無報酬で、かつ市町村からも報酬がもらえない場合に、団体が自らのお金を費やして、各会員に報酬に代わるものの支援金を渡すということをしているところがあります。一部ですけれども、その場合には、裁判所に報酬ゼロ円という決定をいただいて、ゼロ円決定を持ってきた場合には助成しましょうということをしているものもございます。そういったものというのは、この調査の中で勘案することは可能でしょうかというのが3点目です。

以上でございます。

○向井第二課長 御質問どうもありがとうございました。

まず1つ目、親族間紛争事案、対応困難事案については、調査の対象、付加報酬の求めの有無として取り上げなかったのかという問題ですけれども、できれば全ての事項について調査できることが望ましいというところではありますけれども、実際、裁判所職員は、日々、事件処理で動いており、その中で調査協力をしてもらうというところもありますので、ある程度のところで調査項目については限定をかけざるを得ないというのが、正直なところとしてございます。

その上で典型的な項目として、付加報酬でよく求めのあるものについて、しかもそれは報告書から、そのことについて報酬の付与を求めているということが比較的分かりやすいものということで、この3つを抽出させていただいたということになります。親族間紛争ですとか対応困難事案ということについて、もちろん付加報酬の求めがある場合も多いのですが、この親族間紛争とか対応困難ということにも濃淡ありまして、実際には報酬付与の申立てがないケースもあれば、あるケースもあります。

あとは、例えば対応困難ということについても、実際にどの程度対応に苦慮したのであれば対応困難事案として扱うのか。報告書には、例えば本人に対して、こういうことで苦情があったので、こう対応したみたいなことが書いてあったとしても、それは報酬として考慮せよという趣旨なのかどうなのかということについては、必ずしも報告書からは一義的に読み取れないというケースもございます。その辺りを各庁において判断するということになると、報告が各庁によってばらばら、まちまちになってしまうというおそれもあります。

ですので、親族間紛争とか対応困難事案そのものを付加報酬の求めの有無ということにはしないということにしつつ、例えば親族間紛争の場合では、遺産分割協議などが①で挙がっていますけれども、こういったところで一部ではありますけれども、入ってきますので、この限度で調査させていただくということで御理解いただきたいと、そういった趣旨

でございます。

次に、2番目の御質問ですが、報酬付与額のうちの付加報酬額については、青木委員からもお話がありましたとおり、また私の冒頭での説明でありましたとおり、記録上、付加報酬額が幾らになっているかということについては明らかではないので、今回の調査の結果としても、付加報酬額が幾らであったのかということについては、分からない内容の調査結果が上がってくるということになります。

ただ、これは推測というか、分析になりますけれども、付加報酬の求めの有無があるという事案について、実際に付加報酬の求めとして、例えば①なり③の求めがあったということで記載があって、実際に報酬額として幾らになっているかというものを一つ一つ拾って行って検討・分析して、その求めがないものと比較すると、金額がこういった形で違っているということが分かる場合もあるかと思いますので、その限度で付加報酬額についても付与されているのではないかということで推測ができるということはいえるかもしれません。現状、記録からは、これ以上のことがちょっと分からないということで、そこもぜひ御理解いただきたいところでございます。

次ですが、報酬付与の求めのゼロ円決定の問題ですけれども、これはそもそも報酬の求めがなければ、報酬付与の申立ての有無のところ、なしという調査結果になるのですが、ゼロ円という報酬で付与してくださいということで、実際にゼロ円で報酬決定がされれば、ゼロ円という形での調査結果が上がってくるということになります。そういった意味では、報酬付与の申立てについては、なしということではなくて、報酬付与申立て、ありの上で、ゼロ円という報酬付与額の調査結果が上がってくるという形になるため、ゼロ円報酬については、今回の調査で把握は可能なのではないかと考えているところです。

○新井主査 ありがとうございます。西川委員、お願いします。

○西川委員 御説明ありがとうございます。

今の御説明で大体理解したつもりではあるのですが、念のため確認させてください。報酬付与申立事情説明書では、流動資産として現預金のほかに、株式、投資信託等という項目を一応報告はしているのですけれども、今回は、調査の目的が回収見込みがないために報酬付与の申立てをしないという事案の実情を把握するという事なので、もうそこは無視したということなのか、あるいは、いつも私も報告書を作成しながら、これがどれだけ付与される報酬額に反映されているのかということが疑問なのですけれども、株式、投資信託等の額はもともと余り重視していないということなのか。一般的に重視している、していないとは言えないのかもしれませんが、恐らく回収見込みがないために報酬付与の申立て自体をしないという事案の実情を把握するという調査の目的からすると、不要な項目と判断したのかなとは思いますが、しかし株式等の額が報酬額に影響するケースもあるような気もするので、どうなのかなと思いました。その辺りのお考えを御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○向井第二課長 西川委員、御質問ありがとうございます。

まさに今おっしゃっていただいたとおり、今回の実情調査の趣旨からして、どこまでの調査が必要かという観点と、あとは、先ほど青木委員の説明でも、こちら側の都合として申しあげましたけれども、どれだけ調査項目を細かくするかというのは、職員の事務負担等にも関わってくるところでありますので、そのバランスをとりながら、どこにしようかということについて検討いたしました。

その上で、資産といっても、固定資産、流動資産がありますし、流動資産の中にも、株式等の有価証券から、生命保険の満期金とか解約返戻金から暗号資産まで含めて、たくさんものがありまして、これをどこまで入れるかというところや、今回の調査の趣旨からして、どこまで必要かということを検討いたしました。まず、明確性という観点から、株式1つとっても、上場されている株式から閉鎖会社の株式、換価性のない株式までたくさんありますし、あとは、そういう換価性が乏しい株式ですと、それは幾らとして評価するのかということについても、一応、後見人の報告にはあるかもしれませんが、その評価方法については、多分後見人としてもまちまちなと思います。

ですので、そういったどこまで取り込むのかということについても、どういうふうに取り込むのかについても、統一性、正確性の観点からすると、全国の取扱いは統一したほうがいいですし、できる限り明確なものがいいと。しかも、調査の趣旨は、先ほど西川委員におっしゃっていただいたとおりということからすると、現金・預貯金で調査の内容としては十分なのではないかと考えたところです。

さらに言いますと、有価証券等が多い場合には、実際、現金とか預貯金もきっと多いのかなと思いますし、反対はその逆かなというところもあって、現金・預貯金を調べるだけでも、ある程度の傾向はつかめるのではないかと考えて、このような調査内容にさせていただいたという次第でございます。

○西川委員 ありがとうございます。

○新井主査 ありがとうございます。

星野委員の手が挙がっていますね。では、時間の関係もありますので、手短にお願いします。星野委員。

○星野委員 すみません、2点ほど。

まず、1点目ですが、付加報酬のところですが、現実的に死後事務に対する付加報酬というところがよくあるかと思うのですが、それはあえて項目には挙げられていないわけですが、その辺りはいかがかという御質問。

もう一点は、御説明にもありました、回収できたかどうかということについては、財産目録の負債欄で回収できていないということが記録上、読み取ることもできるかなと思ったのですが、この2点について御質問いたします。

○向井第二課長 まず、1点目について、死後事務ということですが、そもそも調査の対象期間との関係で、まだ御本人が活着している事案ということを前提に、今回、9月に監督立件をする事件を調査の対象に絞っておりますので、そもそも死後事務について報

酬の求めがある事案が対象になっていないというところです。そこについてまで思い至らなかったというところでもありますけれども、ケースとしては、それほど多いケースではないということで、今回は被後見人御本人がまだ生存している事件ということを対象にしたので、調査の内容からは漏れているという形になります。

2点目につきましては、確かにおっしゃるとおり、報告書にその旨が記載されていることもあるのですけれども、そうでない事案もそれなりにあるということで、あるものとなないものがあるということからすると、あるものだけ拾ったところで、どこまで有意な分析ができるのかということもありますので、今回については、報酬付与の決定を受けただけでも、回収できていないというところについては、この調査対象とはせず、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、そもそも報酬付与の申立てがないという事案を把握するというところでも、ひとまずの調査としては足りるのではないかと考えた次第です。  
○新井主査 ありがとうございます。

さらに質問あるかもしれませんが、一番最後にまた時間を取りますので、もしあれば、そちらでお願いいたします。

では、議事を進めます。次に、議題2「厚生労働省による報告」に移ります。厚生労働省から報告をお願いいたします。

○和田認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課認知症総合戦略企画官の和田幸典と申します。よろしくお申し上げます。

成年後見制度の利用支援事業について、本日、お時間をいただきまして御説明させていただきます。また、前半、私のほうから高齢者の関係、後半は障害者の関係ということで分けて御説明させていただきます。

それでは、成年後見制度の利用支援事業につきまして概況を御説明させていただきます。成年後見制度の利用支援事業につきましては、成年後見制度の利用が必要な認知症の高齢者の方々や、知的障害者の方々、精神障害者の方々に対しまして、成年後見制度の申立てに必要な経費や後見人等の報酬を助成する事業として進めさせていただいております。

本ワーキングの元になっております第二期成年後見制度利用促進基本計画では、適切な報酬の算出に向けた検討及び報酬助成の推進等におきまして、市町村により成年後見制度利用支援事業の実施状況が異なっている等の指摘がされている旨、記載されております。国といたしましては、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討することとされておりまして、現在事業の概況と検討事業の概要について御説明させていただきます。

KPIにつきましては、今、御説明があったとおりですので、割愛いたします。

それでは、事業の概要でございます。

まず、この事業の目的ですが、低所得の高齢者の方々に対しまして、成年後見制度の利用を支援することによりまして、権利擁護を図ることを目的としております。

この事業の内容は大きく2つございまして、成年後見制度の利用に要する費用に対する助成の関係では、申立経費や後見人等の報酬に対する助成の部分でございます。また、同じ事業の中で、広報・普及活動の実施も行っております。パンフレットの作成・配布や説明会の開催等、広報・普及活動に対して交付金を実施しております。

この事業の実施主体は市町村となっております、負担割合は、国が38.5、都道府県19.25、市町村も19.25となっております、1号介護保険料が100分の23入っております。令和5年度の概算要求額につきましては、地域支援事業交付金の1928億円の内数となっております。ちなみに、令和4年度の予算額と同額での要求とさせていただきます。

この地域支援事業は、介護保険法に基づく事業ということでございまして、介護保険法第115条の45の規定に基づきまして、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業として進めさせていただきます。本事業、介護保険の中で大変重要な事業となっております、高齢者の社会参加、介護予防、地域包括支援センターの運営をはじめ、認知症施策にも活用しており、様々な事業で構成される大変大きな事業となっております。

この財源構成が総合事業と任意事業で異なっております、任意事業の割合は先ほど御説明したとおりでございます。

この任意事業の概要が資料の7ページとなっております。任意事業につきましては、地域の実情に応じまして創意工夫をしていただき、多様な事業形態が可能な事業です。実施主体である市町村におきましては、それぞれの地域の実情に応じまして、事業内容や事業費を定めることができるという任意性、柔軟性の高い事業として組んでおります。

この任意事業の上限額につきましては、総合事業、また包括的支援及び任意事業のように大枠で上限を設定しております、実施主体である市町村は、この枠の範囲内におきまして、地域の実情に応じて事業内容と事業費を定めるということです。この成年後見制度利用支援事業は、この任意事業の中ですけれども、単独として上限額は定めておらず、地域包括支援センターの運営費やその他の任意事業の事業費を含めた計上としております。この上限額につきましては、高齢者人口の伸び率等を勘案して算出することとしております。これが事業の概要でございます。

この実施状況につきまして、資料の9ページです。毎年、社会・援護局と老健局におきまして実施しております、成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査において、成年後見制度利用支援事業の調査を行っております、その結果につきまして御説明させていただきます。

令和3年4月1日時点での状況が最新となっておりますけれども、平成31年時点での実施自治体数1658から少しずつ増えてきておりまして、令和3年4月1日時点で1690の市町村におきまして実施していただいているという状況となっております。

申立費用及び報酬助成の制度を設けている数、申立費用助成のみ、報酬助成のみにつき

ましては、お示ししているとおりで。

この申立者別、また類型別につきましても、年々、対象は拡大する傾向となっております。資力別の対象につきましても、生活保護以外も対象とする市町村も着実に増えてきているような状況でございます。

また、この申立費用件数や報酬助成の件数も年々増加しております。

認知症施策を担当する老健局といたしましては、これまで全国担当課長会議や様々な機会を通じまして、この事業の未実施市町村に対しまして、当該事業を実施することや、本人や親族からの申立ても対象とするなどの対象の拡大等につきまして周知させていただいている状況でして、今後ともこれらの機会を通じまして市町村の取組を促してまいりたいと考えております。

これにつきまして、先ほどのKPIの関係ですとか、各種御指摘を踏まえまして、本年度におきまして、成年後見制度における申立ての適切な実施に係る調査研究事業を立てております。これは、令和4年度の老人保健健康増進等事業の中で実施しております。この実施団体につきましては、今年度は一般財団法人の日本総合研究所に補助して実施することになっております。

本事業の概要につきまして、2点を調査したいと思っております。まず、市町村長の申立てにつきましては、全国の市町村長申立ての実施状況や差し障りがあった事例の把握、好事例の取りまとめの紹介や、各自治体が参考となるような取組につきまして、まとめていきたいと考えております。

また、この成年後見制度利用支援事業につきまして、全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況と未実施理由等につきまして把握いたしまして、今後の事業の推進につながる留意事項を整理してまいりたいと考えております。

この検討体制につきまして、各専門職の方々ということで入っていただいております。本ワーキングの委員にも一部御参画いただいているという状況でございます。

この調査研究事業におきまして、ちょうどこの9月中旬から自治体に対してアンケートを開始したところです。10月中旬までにアンケートの締め切りをしまして取りまとめましたら、また並行してヒアリング調査を実施していきたいと考えております。

また、アンケートの内容につきまして、先ほど調査研究の内容として御紹介申し上げましたが、この成年後見制度利用支援事業の実施状況や支障のあった事例、課題等を把握してまいりたいと考えているところです。

また、都道府県につきましても、同様に47都道府県の担当部署に送りまして、市町村に対する支援内容や調整事例について把握してまいりたいと考えております。

また、市町村のヒアリングも並行して実施させていただきまして、推進に向けましてモデルとなる取組を把握し、その横展開を図ってまいりたいと考えております。

本研究につきまして、1月頃に第2回、第3回までに報告書完成ということで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○栗原地域生活支援推進室長 引き続きまして、障害者の関係、御説明させていただきます。障害保健福祉部の地域生活支援推進室長をしております栗原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほう、続きまして、12ページを御覧ください。概要1枚、成年後見制度利用支援事業についてつけております。

目的と申しますか、対象ですけれども、知的障害者または精神障害者ということで、成年後見制度の利用を支援することにより、これら障害者の権利擁護を図ることを目的としております。

事業内容、これは費用の助成の対象ですけれども、申立てに要する経費、登記手数料とか鑑定費用等、及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助するとしております。

実施主体のほうは、市町村になります。市町村が実施主体になりまして、国のほうから2分の1以内、都道府県が4分の1以内ということで、都道府県は国2分の1の2分の1という計算になります。そういった形で公費の支援を行っております。

令和5年度の予算額ですけれども、531億円の内数ということで、全体としては地域生活支援事業費という大きな事業の枠というか、財布がございまして、その中の1メニューとして、この成年後見制度利用支援事業を位置づけております。ちなみに、この地域生活支援事業費等補助金の今年度の予算は506億円ということで、来年度の予算要求では増額ということで要求させていただいております。

次の13ページを御覧ください。今、申し上げた全体の大きな財布というか、事業の枠、地域生活支援事業についての説明紙になっております。予算要求額は、先ほど申し上げたとおりで増額要求しておりますが、事業内容のところを御覧いただければと思いますけれども、大きく2つに分かれております。

地域生活支援事業というのと地域生活支援促進事業ということで、何が違うかと申しますと、促進事業は、右下に書いてございますけれども、国として促進すべき事業ということで、メニューをそれぞれ並べておりますけれども、補助率のところは、下の促進事業については、国2分の1又は定額(10分の10)ということで、2分の1を確実に補助することになっておりますが、上の地域生活支援事業のほうは、2分の1以内、都道府県4分の1以内ということで、予算の状況に応じて実際にできる補助をしているということになります。ですので、実行補助率は2分の1より下がっているという状況がございます。

めくっていただきまして、次のページから、それぞれの補助メニューのリストがついております。14ページが地域生活支援事業の市町村事業になりますけれども、この4番に成年後見制度利用支援事業がございまして、また、5番には、成年後見制度の法人後見支援事業というのもメニューに入れております。

次の15ページが都道府県の事業になりまして、すみません、こちら、1つ漏れています。令和5年度の要求ということで、今回、法人後見支援事業に関係する養成研修につきましても、こちらのリストの中に多分入っていないのですが、都道府県で新たなメニューに入

れております。

それから、次のページが、先ほど補助率が確実に2分の1確保されるという地域生活支援促進事業のリストになっておりまして、この中に成年後見の関係で都道府県事業のところに成年後見制度普及啓発事業、また同じく市町村事業のところに成年後見制度普及啓発事業。都道府県が10番で、市町村が12番ということで入っております。

続きまして、先ほどの老健局からの説明、高齢者のほうと同じように、助成制度の実施状況でございますが、増えている状況でございます。各市町村さんに御尽力いただきまして、取組を拡大していただいているという状況です。特に、助成制度ありも増えていますけれども、申立費用及び報酬両助成制度ありというところが徐々に増えてきている状況でございます。

また、申立者別、類型別、資力別で見ても、より広い範囲で取り組んでいただくということで、まだまだ道半ばではございますけれども、増えてきているという状況でございます。

それに伴ってと申しますか、実際の助成の実施状況につきましては、右下にございますが、増えてきている状況でして、我々も全国課長会議とか様々な機会を通じまして、自治体のほうに適正と申しますか、より広い実施を求めておりまして、そこに取り組んでいただいているところでございます。

また、利用支援事業の状況把握につきましては、先ほどの高齢者のほうの調査に相乗りといえますか、一緒にさせていただいております、あちらのほうで障害部局のほうにも調査をかけるということで、併せて取組をさせていただいているところでございます。

説明、以上になります。ありがとうございました。

○新井主査 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に質問がある場合は、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。西川委員、お願いします。

○西川委員 私から3点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、地元の成年後見制度利用支援事業の報酬助成の実績を見ると、小規模自治体で未実施というところがあるということは、もちろん気づいているのですが、意外と県庁所在地とか、それに準ずるような大きな市でも、実施要綱はあるのですけれども、いろいろな制限がかかっていて、こちらからすると要件が厳しくて十分な助成を受けられないというケースが結構あると感じています。

その辺り、これまでの取組状況調査で、あるいは今後、もう少し詳しい調査がされるのだと思いますけれども、ある程度自治体規模による違いというものに傾向があるのかどうか、実施していないとか不完全な実施しかしていないという傾向が、自治体規模等によって見られるのかということについて、もし把握していることがあれば教えていただきたいと思います。要するに、未実施の理由などがある程度把握できているかということです。これが1点目です。



2点目ですけれども、御報告の中では、実績の件数の報告はいただいているのですけれども、金額についての記載がないように思います。報酬助成を実際に受けられる金額に、そんなに大きな開きはないという感覚は持っているのですが、ただ、私もこの1年間で、報酬助成で10万円の報酬を受けたというものもあれば、30万円の報酬助成を受けたというものもあります。件数のほかに金額も分かると、実施状況というのがより分かるのかなという感覚があるのですけれども、これは今後の調査なのか、あるいは、今、把握している内容で何か傾向がある、分かるということがあれば教えていただきたいというのが2点目です。

3点目です。都道府県の機能ということが第二期計画で非常に重要だということが書き込まれているのですけれども、都道府県ごとの差異といいますか、違いというものが見られるものなのか、あるいは、都道府県にこの課題に対する期待される役割というものがあるのか。

私は、行政の立場はそれほどよく分かっているわけではないのですが、県内のデータを調査して取組の進み具合を明確にするということは、都道府県としては比較的すぐにできる取組なのかなと思ったりするのですけれども、いかがでしょうか。都道府県による違い、それから都道府県に期待される役割ということについて、もし厚労省として考えていらっしゃるがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○和田認知症総合戦略企画官 御質問ありがとうございます。西川委員にも研究会に入らせていただきまして、今、調査研究のほうも進めてまいりたいと考えているところでございます。

御質問、3点いただきました。どれも、今、まさに調査研究中ですというところになってきてしまいますけれども、1点目、自治体の規模によって報酬助成の有無の違いがあるのか。我々としたしましても、もちろん規模が一番大きな事情だと思っておりますが、大きな自治体でもまだ設置なしというところもございますので、そういったところにつきまして、こういったアンケートを通じまして実態を把握した上で、また引き続き働きかけを進め、把握してまいりたいという状況でございます。

報酬の規模につきましても、同じくこのアンケート調査の中で、それほど大きな違いがあるとは感じておりませんが、同じように把握してまいりたいと考えているところでございます。

3点目、都道府県につきまして、今回アンケートを行うことによりまして、どのような市町村に対して相談・助言を行っているか。その好事例を把握いたしまして、その取組が47都道府県にも広がっていくように、この結果をまとめまして進めてまいりたいと考えているところでございます。引き続き、御助言、よろしくお願い申し上げます。

○栗原地域生活支援推進室長 障害も高齢者と同じでして、制度の設置状況というのは、人口規模がすごく大きいからすごくたくさんあるというわけではなさそうなのですが、実際に報酬の支援をした実績を見ると、制度がちゃんとある、大きい自治体ほど実績はある

かなという傾向は見てとれますが、おっしゃるとおり、全ての市町村でそういうものがしっかりできているかということ、大きいところも小さいところも含めて、まだまだのところもありますので、しっかりと機会を見つけて、私どもも何か言うだけではなくて、実際どうしたらいいかというノウハウ提供とかも含めてやっていきたいと考えております。

都道府県は、広域的な観点から管内の市町村の支援の状況とかを見る立場にありまして、私ども障害福祉の関係は、まさに市町村が実際に現場でやる中で、都道府県というのは広域的な支援から市町村をサポートする明確な役割がございますので、大きなところは当然、障害福祉サービスというサービスの提供のところでありまして、これも当然、地域生活支援事業ということで、そういったところも含めて都道府県さんにしっかりと目配せもそうですし、あとは、今回、法人後見の関係では、都道府県のほうで人材育成をしっかりとさせていただいたほうがいいのではないかという観点を持っていて、そういう役割分担的なものも含めて広げていくながら、取組を進めていきたいと考えております。

○新井主査 ありがとうございます。

次の質問は、伊東委員の代理の方をお願いいたします。

○渡邊代理 倉敷市の福祉援護課の渡邊と申します。よろしく申し上げます。

私のほうからは、3点質問させていただきます。

1点目が、利用支援事業に対する留意事項の発出の時期について、第13回の専門家会議において、当市の伊東委員から、市町村としては、予算措置または要綱改定等が必要となってくる場合も考えていますので、例えば翌年度から事業を見直すためには、前年度の秋頃までには、この方針を固めておく必要があるという発言をさせていただいています。また、当会議で和木町さんからも、留意事項を示す際には現場の実情に最大限配慮し、現場での実施まで加味した検討をしていただくとともに、丁寧な情報提供、国による十分な財源措置等、万全の支援をお願いしますという発言がありました。

先ほどの御説明では、研究事業が終わってからとおっしゃっておられました。そうなる、来年の3月ということになるのかと思うのですが、今年度の調査内容が本市にも届いていますけれども、例年提出させていただいている内容と変わっていることは余りないように感じております。多くの課題というものは、既に見えている部分もあると思っておりますので、研究事業が終わってからではなくて、今やれることはないのかなというところが、お聞きしたいことの1点目です。

2点目は、それに関連しての厚労省の考え方ということをお聞きしたいのですが、資料の4ページ目のほうにKPIが書かれていて、令和6年度のところで市町村の見直しの検討が終わるというスケジュールを出しています。今の状態ですと、今年度の調査が終わるまで、3月までは出されないということなのですが、自治体での作業時間とか調整期間というのはちゃんと考慮されるのかどうかといったところの考え方をお聞きしたいと思います。

3点目につきましては、障害分野の利用支援事業について、説明ありましたとおり、国

のほうで全体の数が決まっているので、各県に下りて、実際に市町村が何を使っているかによって額が全部受けられない、この補助率にならないということになっています。倉敷市の場合、令和2年度ですと、ほぼ半分、倉敷市が負担したということになっています。531億円で拡充ということなのですが、この拡充は、成年後見制度利用支援事業に限っていないと思うのですが、どのような積算を見込んでの増加になるのでしょうか。

そして、10分の10というのは計画補助という考え方もあると思います。国として本当に進めていただきたいのであれば10分の10で出すという方法もありますけれども、そういったところの方向性のようなところを考え方としてお聞かせいただけるとありがたいです。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○和田認知症総合戦略企画官 1点目、2点目につきまして老健局のほうからまずお答えさせていただきます。

まさに本事業、いろいろな御指摘と、この第二期成年後見制度利用促進基本計画のKPIに基づきまして、そして当然ながら、この委員会の御意見も受けまして進めていかなければならないものだと考えております。KPIでは、4年度に全国で適切に実施する方策も検討となっております。他方、老健事業は、組むのに一定の時間と、これは先ほどの御説明とも同様ですが、自治体の皆様にも一定の負担をお願いして進めてまいりますので、その実施に当たりまして自治体の意見も聞きながら進めてまいりたいと思っておりますし、取りまとめの時間についても一定の時間を要するものと考えております。

それを踏まえて、そして、本委員会の御意見等も受けながら、自治体に対する考え方、どのように進めればよいのかということの調査をまず行った上で、自治体の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○栗原地域生活支援推進室長 3点目、お答えさせていただきます。

障害の分野で、実際、市町村の皆様がやられている中で、地域生活支援事業の実行補助率は2分の1以下を下回っているのです、市町村負担が大きくなっているということだと。すみません、いろいろな場所で様々、皆様に同様の話をされて、我々も何とか予算はできるだけ確保して、何よりもしっかりと現場にサービス、支援が届くようにしたいと思っておりますが、財政事情等もございまして、地域生活支援事業全体を本当に必要な額をざっと増やすような状況には今なっておりませんことを、まずは申し訳ないと思っております。

一方で、成年後見制度利用支援事業自体の事業費、皆様、現場で実際にやられている事業費自体は増額傾向にあると承知しておりますので、それも踏まえて、我々、中で予算要求する検討の段階では、ここは絶対にもっと増えるということいろいろな積算しまして、その結果がこの地域生活支援事業の予算全体のパイですけれども、増額につながっていると承知しておりますので、ここは引き続き、全体の金額を増やすということをまず一生懸命やっていきたいなと思っております。

それで、補助率の話です。もう10分の10にしたらどうかとか、いずれにしても、もっと適正な自治体負担になるようにというお話かと思っておりますけれども、地域生活支援事業全体

はなかなか大きな枠がある中で、その制度を、言い方はあれですけども、この話以外にも同じような話がいっぱいある中で、整理がなかなか難しいかなと思っております。いずれにしても、来年度は少なくとも、この今の仕掛けの中でしっかりやっていかなければいけないということで、我々、先ほど申し上げたような努力をさせていただいているところではございます。

いずれにしても、財政的にも皆さんがしっかりと支援を展開していただけるように、我々も引き続き努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございます。

まだ3人の方から質問の手が挙がっております。順番は、青木委員、中村委員、久保委員代理の順でお願いします。できるだけ要領よく発言していただければ幸いです。

では、青木委員、お願いします。

○青木委員 すみません、青木です。御報告ありがとうございました。

報酬助成について調査研究事業をお進めいただいておりますけれども、実際の現場では市町村によるばらつきという問題が大きく障害になっております。毎年調べていただいているものではなかなか難しい実態調査というのがあるので、ぜひこの調査研究事業では把握していただいて、是正の方向を図っていただければと思います。

例えば、市町村によって、実際に報酬助成をするのは、予算が決められていると、申請者が多ければ多いほど、その予算を割って単価を下げってしまうというところもあります。一方で、単価は下げずに、申請者がいればそれだけ助成して、そのために市町村の財政を圧迫するというところもあります。それから、財政が圧迫されるために、後見自体は5年、10年と続くにもかかわらず、一定の年数以上は助成をしないというところも出てきています。こうしたことをしっかりと実情把握して、これを是正していくにはどうしたらいいかということが極めて重要かと思っています。

それから、毎年の調査では、生活保護世帯以外のところに助成する自治体が増えていると、数字上は現れるわけですが、予算が限られているために、生活保護世帯以外には実際には助成していないところがたくさんございます。そのことも形式では分からないことなので、その実態を把握する必要があると考えていますし、生活保護世帯であったとしても、預貯金がある程度あると、それが例えば将来の医療費や葬儀費用に必要な場合としても、それを割ってでも生活保護の預貯金の中から報酬は払ってほしいとしている自治体もございます。こうした格差ということをぜひお調べいただく必要があるだろうと思っています。

また、そういったこと全体を、要綱も含めて一般市民に公開している自治体は必ずしも多くありませんで、ホームページを見ても分からない自治体も多くて、全部を公開している自治体との格差というのもできております。いつも倉敷市さんがおっしゃっていますように、全国どこにいても同じような報酬助成を受けられるという観点からいきますと、今、申し上げたことが非常に問題ですので、ぜひこの調査事業でしていただきたいと思いますが、そのような項目での調査というのは今後御予定されていますでしょうか。

○和田認知症総合戦略企画官 御指摘ありがとうございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、今、まさにアンケート調査を実施しているところでございますけれども、その中で、各自治体の報酬助成の運用状況につきまして、助成事業の対象や上限額について聞いているところでございます。また、御指摘のような状況につきまして、さらにより詳細なものが必要となってくる場合には、幾つかの自治体に対してヒアリング調査も行うこととしておりますので、そうした中で把握してまいりたいと考えております。

まさに御指摘、ごもつともである一方で、冒頭、制度の立てつけとして、これは任意の事業として組んでいるという中でございますので、自治体のほうともよく相談しながら留意事項をまとめてまいらなければならないと考えておりますので、引き続き、御指導及び御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

○新井主査 では、中村委員、質問をお願いします。

○中村委員 社会福祉協議会の中村でございます。説明、どうもありがとうございました。

私も、青木先生からお話しいただいた自治体ごとのばらつき、ずれというのにちょっと近いので、そのことについてお話しさせていただきたいと思います。私たちの北海道内でも調査を実施していますが、利用支援事業の要綱の整備は進んできていますが、その一方で、利用支援事業の予算化がされていないと答えるところもあります。要綱があっても予算化されていないことで実際には使えるものになっていない現状があります。使えるものとするためにも、全国調査を通して、各自治体での工夫も含めて共有できるようにしていただきたいと思います。

それと、今、中核機関設置を進めている私どもとしては、複数自治体で広域設置をしている場合に、利用支援事業の要綱の整備状況であったり、予算の問題や対象などでかなりずれがあって、これを中核機関が調整するというところでかなり負担になっているというところもございますので、単独自治体だけではなく、広域であったり、連携している部分も分かるような調査であれば大変ありがたいと思っていますので、質問というより、青木先生のご意見と同じですが、ばらつきというところの資料になっていくような調査を引き続きお願いしたいと思います。

○新井主査 最後になりましたけれども、久保委員代理の方、お願いいたします。

○佐々木代理 久保の代理の佐々木でございます。

17ページの中ほどの表について、ちょっとお聞きしたいのですけれども、類型別、後見、保佐、補助、多分、ほとんど同じ自治体さんが助成して下さっているという結果が出ておりますけれども、これは自治体数ですね。ですから、これからの調査の中で、この3類型の中でどれぐらいの人数になっているかということも、ちょっと調査に加えていただければなと思っておりますので、質問というよりはお願いですけれども、よろしくお願いいたします。

○新井主査 それでは、次の項目に移りたいと思います。次は、議題3「法務省による報

告」です。では、法務省、報告をよろしくお願いいたします。

○本田総合法律支援推進室長 法務省司法法制部の総合法律支援推進室の室長の本田でございます。本日はありがとうございます。このような説明の機会を設けていただきまして、感謝しております。

司法法制部といたしましては、成年後見制度自体に関する何らかの施策を持っているというものではございませんが、第二期計画におきまして民事法律扶助の適切な活用という形で記載していただいておりますので、民事法律扶助の概要について御説明申し上げたいと思います。また、併せまして、成年後見の際に活用するという形で課題となっている点について、簡単に御説明させていただければと思います。それでは、画面の共有をさせていただきます。

まず、民事法律扶助を担っております法テラスについて、最初に御説明いたしたいと思います。こちら記載しておりますとおり、法テラスというのは、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な法的サービス等の提供が受けられる社会を実現するために設立された準独立行政法人でございます。簡単に申し上げますと、国民の司法へのアクセスを高めるために活動している独立した法人でございます。所管は我々法務省でございます。

ただ、司法に密接に関わる業務ということから、業務運営や予算等につきまして最高裁判所の意見を聞くなどということも法律で定められております。そのため、通常の他の独立行政法人と同じではなく、独立行政法人に準じた組織ということで準独立行政法人とされてございます。

この法テラスの主な業務について御説明いたします。法テラスの業務は、総合法律支援法に規定されてございます。主たる業務は、こちら記載しておりますとおり、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等に関連する業務、司法過疎対策、犯罪被害者支援、災害対応業務となっております。こういった法テラスの業務につきましては、総合法律支援法に厳格に規定されてございまして、規定されていない業務につきましては、法改正がなされれば別でございますが、行うことはできないという形になってございます。

今回関係しておりますのは、真ん中の上の赤枠で囲っております民事法律扶助業務でございますので、ほかについての詳細は割愛させていただいて、民事法律扶助業務について御説明いたします。

民事法律扶助でございますが、内容は幾つか分かれてございます。対象は、資力が乏しい方に対するものでございます。そして、行っておりますのが、無料の法律相談や弁護士費用等の立替えというものでございます。そのほかに特別な場合として、○の2つ目、認知機能が十分ではない方への資力を問わない法律相談というものがございまして、今回関係しておりますのは法律相談ではございませんので、法律相談ではない、資力の乏しい方への弁護士費用等の立替え、赤枠で囲っている部分が検討する対象になるところでございます。この資力の乏しい方への弁護士費用等の立替えにつきましては、代理援助と呼んでございますので、今後、そのような言い方もさせていただくと思います。

この代理援助について、さらに詳しく御説明したいと思います。概要はこちらに記載しているとおりでございますが、資力の乏しい方に対して、民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士費用・司法書士費用等の立替えを行うというものでございます。ですので、御利用いただける方というのは、資力の乏しい方を対象にしてございます。例えば、資力の乏しい方の資力要件というものがございしますが、単身者の方であれば月収が約18万円以下、また、預貯金・現金で180万円以下、こういった複数の要件を満たす場合には御利用いただけるとなっております。ただ、東京都のような大都市の場合には、要件の金額が若干上がるという形にもなってございます。

また、利用できる事件につきましては、こちらに記載しておりますとおり、民事裁判等手続でございます。括弧で記載しておりますとおり、裁判所における民事事件、家事事件、行政事件に関する手続でございます。そして、こういった手続を起こすための弁護士等の費用だけではなく、その追行だけではなく、準備についても弁護士等の費用を支払うことができるとなっております。

ただ、その支払い等、援助の仕方についてでございますが、対象となっておりますのは、4番に記載しておりますとおり、弁護士費用等でございます。具体的に申し上げますと、事件類型ごとに基準額がありますので、全額ではございませんが、訴訟に関する実費、また、弁護士や司法書士に支払う代理人としての報酬というものになってございます。当然、弁護士、司法書士以外に支払うことはできません。また、訴訟の代理権がないような場合には支払えませんので、司法書士の場合には、総額140万円以下の簡裁事件のみという形の制限がかかってございます。

後見人報酬というものは、民事裁判手続の準備追行に係る費用ではございませんので、立替えの対象ではございません。後見人業務に対する報酬である後見報酬は全く別の制度ということでございますので、民事法律扶助の対象になってございません。

さらに、援助の方法でございますが、こちらに記載しておりますとおり、費用を援助する方法は立替えでございます。つまり、法テラスで弁護士、司法書士に対して先に報酬等を支払いますが、利用者に対しては、後に分割で法テラスに償還いただく、つまり、返していただくというものになってございます。全額または一定額を供与するというような給付の制度ではございませんし、助成の制度でもございません。後ほどお話いたしますが、償還を免除するという制度もございしますが、原則となっているのは償還でございます。

民事法律扶助は、先ほどもお話ししましたが、資力が乏しい方を対象にしている制度でございます。それでも、このように償還、返していただくという形を取っておりますのは、日本では訴訟を起こす際に弁護士に依頼するか否かは自由、つまり、義務付けられていないということですか、民事訴訟は私的権利、御自身の権利を実現するためのものであるというところから、償還というところになっているものでございます。

なお、この立替制・償還制というものは、総合法律支援法に明記されているところでございますので、運用によって変えるということとはできないものでございます。

次に、この償還の方法について御説明いたします。償還につきましては、原則的に判決が言い渡されるなどして、その援助が終結する決定となってから3年以内に分割でお返しいただくことになってございます。分割でお支払いいただく金額は、月々5000円から1万円程度となっております。ですので、例えば代理援助として弁護士費用などを合計約15万円を援助したという場合には、5000円の場合ですが、2年半ぐらいかけてお返しいただくという形になってございます。また、状況によっては、月々の月額を5000円以下にするということも可能となっております。

さらに、経済状況に応じてでございますが、お返しいただくのを一定期間、償還を猶予するというようにもできるようになってございます。

さらに、先ほど少しお話ししましたが、償還を免除するということが可能でございます。ただ、この免除の対象者につきましてもきちんと規定されておりまして、生活保護受給者、またはそれに準じる、それというのは生活保護受給者ですが、それに準じる程度に生計が困難で、かつ資力が回復することが困難であるという場合でございます。

民事法律扶助の制度の概要についての御説明は以上となっております。これらを前提といたしまして、成年後見事件における活用というところでお話しさせていただきたいと思っております。

第二期の成年後見制度利用促進基本計画では、こちら記載しておりますとおり、青字部分だけ申し上げますが、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。このように記載していただいております。

ここで言う民事法律扶助制度の活用には、次の2つのパターンが考えられると思っております。まず、1つ目は、弁護士、司法書士という法律専門職が後見人であるという場合でございます。こちら、上に記載してあるものでございます。もう一つが、市民後見人とか親族後見人の場合というものでございます。後者の下の市民後見人等の場合につきましては、現状でも民事裁判等手続について、弁護士に代理人をお願いしたいという場合には、民事法律扶助の要件を満たした場合には御利用いただくことが可能となっております。

後者の場合、市民後見人等の場合につきましても、当然、より利用しやすい制度となるようにというような検討も必要なところかもしれませんが、今回は上の前者の場合、法律専門職が後見人である場合について検討しなければならない課題について、さらに御説明いたします。

まず、検討の前提となるところ、先ほど申し上げました法律専門職の場合とそうでない場合との違い、検討すべき点が異なる理由につきまして、簡単に御説明いたします。

成年後見人は包括的な代理権を有している者でございますので、原則として全ての法律行為について代理権を有しているものと承知してございます。そのため、後見人自身が被後見人のために民事訴訟を起こすことなどが可能でございます。その場合、後見人が市民後見人、親族後見人の場合には、法律的な知識が乏しいのが通常と思われれます。他方で、



法律専門職が後見人の場合には、民事訴訟を提起するだけの知識も能力も有しているところでございますので、ほかの弁護士等に依頼せずに民事裁判等手続に対応することが可能でございます。裁判所が法律専門職を後見人として選任する場合、そのような専門的な知見を踏まえて選任されているものと思われまゝ。そのため、法律専門職が後見人の場合には、そういった法律専門職の専門的知見を有しているということから、代理援助の利用を認める必要性等について考えた上で、事務の範囲、報酬の在り方等をどう判断するのかを検討しなければならないと考えてございます。

検討課題を整理いたしますと、①として、代理援助利用の必要性を踏まえた事務の範囲というところかと思ひます。つまり、法律専門職が後見人の場合に、ほかの弁護士に依頼して代理援助を利用する必要性等を踏まえて、どの範囲の事務について代理援助を利用できる形にするべきなのかというところ。また、②として、報酬の在り方との関係でございますが、後見人としての報酬と代理援助としての報酬、この2種類が発生する形になりますので、その関係をどうするのか、均衡をどう考えるのかというところが課題となってくるかと思ひます。

それぞれの課題をもう少し詳しくお話いたします。まず、①の事務の範囲についてでございます。法律専門職が後見人である場合には、その専門性を有しているというところから、別の弁護士に依頼する必要があるか、この視点と、また別の弁護士等に依頼した場合の弁護士費用等を国費で援助すべきかという視点、これらがこの前提になるところかと思ひます。これらの視点を踏まえた上で、後見人が法律専門職である場合、つまり、専門性を有しているということが前提になる場合に、どういった場合は後見人が行う事務なのか、どういった場合が別の弁護士に依頼できる事務、つまり、代理援助を利用できる事務なのかという線引きを考えていかなければなりません。この線引きが適切になされないと、報酬の二重払いというところにもつながりかねないのではないかと考えてございます。

先ほど最高裁や青木委員からお話がありましたが、付加報酬の事務というところでも、身上保護とか対応困難な事例という、必ずしも法的紛争が前提でないような事案も含まれているかと思ひますので、付加報酬が出るような事案であれば、当然に専門家に依頼できるという線引きの仕方は、ちょっと違うのかなと考えてございます。ですので、線引きを考える上では、そもそもそういった線引きができるのか、またどういった判断基準に基づいて線引きするのか。判断基準があるとしても、それをどのような形で、誰が判断できるのかといったところを検討しなければならないと考えてございます。

次に、検討課題の②の報酬の関係でございます。被後見人に関する民事訴訟等におきましては、後見人がその訴訟の追行も行った場合に、事案に応じてかと思ひますが、基礎的な報酬に加えて付加報酬という形で後見報酬が支払われるものと理解してございます。裁判事項ということで一概に言えるものではないと思ひますが、後見報酬というものは、基本的には被後見人の資力・財産、また後見人が行った行為の内容に応じて裁判所が金額を決定するものではないかと理解してございます。他方で、訴訟について、他の弁護士に依

頼して民事法律扶助を御利用いただくとなった場合には、この弁護士費用は民事法律扶助における報酬の基準を用いることとなります。代理援助、民事法律扶助における弁護士費用等の金額、報酬の金額というものは、利用者の方の資力等には影響されずに、どのような事件の代理をしたかという事件類型ごとに報酬が決められてございます。そうしますと、同じ行為を行ったとしても、後見報酬として支払われる場合と、代理援助として支払われる場合とでは、そこが連動するものではありませんので、金額が異なるということになるのではないかと思います。

例えばでございますが、代理援助の報酬額の方が大きな金額になるということになれば、被後見人の中でも資力が乏しい方に対しての負担が大きくなる。つまり、民事法律扶助が使えないような資力がある方のほうが後見報酬として安くなり、代理援助を使うような資力の乏しい方のほうが負担は大きくなる。そういった事態も生じかねないということが考えられると思います。必ずしも、今お話ししたような金額差になるとお話ししているわけではなく、例えばという形であくまでも申し上げさせていただいております。このような不均衡が想定されるといったことから、そういった不均衡が生じないようにする手段があるのか。また、どのような形で調整を行えるのかといったところを考えなければいけないと考えてございます。

また、当然のところでございますが、申し上げておりますとおり、代理援助の報酬は、最終的には被後見人に御負担いただくという形のものでございますので、検討していく上では、単に不均衡が生じないようにするというだけではなく、御本人の経済的な負担が増えないような配慮が必要であると考えてございます。

法務省司法法制部からの御報告は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ただいまの報告に質問がある場合は、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

それでは、伊東委員代理が挙手されています。お願いいたします。

○渡邊代理 倉敷市の福祉援護課の渡邊です。よろしくお願いします。

私のほうからは、1点御質問させていただきます。今、検討課題があるということで御説明があったのですが、第二期計画のKPIのほうには、法テラスについての今回の課題についての検討スケジュールというのは明記されていないように思います。今日発言された課題の検討というのは、どのような形で、どういったスケジュールで動いていくのか教えていただけますか。

○本田総合法律支援推進室長 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、KPIのほうに記載しているものではございません。申し上げましたとおり、いろいろと課題が大きいというところがございまして、現状、法テラスと協議したり、また法テラスで日弁連と協議しているということも聞いているところでございます。いろいろと報酬全体にも関わるところも、先ほど申し上げましたとおり、出てくるかと思っておりますので、そういったところとの兼ね合いも踏まえて、今後検討していきたいと考えて

ございますので、明確に現時点でスケジュールを申し上げることができません。大変申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

○新井主査 続きまして、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 御報告ありがとうございました。

後半の専門職後見人が弁護士等である場合のお話についてですけれども、10ページの検討の前提というところだけの御説明では、専門家の各先生も一般で今日視聴している方も、何が問題でこれを議論しているかが必ずしもお分かりにならないのではないかと思います。

10ページに書いてあるような一般論が問題なのではなくて、まさに後見人が法律専門職であるにもかかわらず、無報酬事案については、この法律事務を行ったとしても、それに対する報酬が本人さんからも出ず、報酬助成としても出ないという状況の中で、やむを得ず、他の弁護士、司法書士に委任することによって、その法律事務については無償で行うのではなく有償で行うことができないか。あるいは、後見人としての弁護士が弁護士としての同じ自分に委任することによって、法律事務については法テラスの代理援助を同じように使うことができないかということが問題なわけで、まさに無報酬事案の対策の一つとして、先ほどあった厚労省側の御検討とともに、法務省側で法テラスの代理援助をより活用できないかということが検討の前提なわけですね。そのことをきちんと御説明いただく必要があるのではないかと思います。

それと関係するのですが、9ページの2つのパターンというのは、実は最初からそうだったわけではなく、平成18年に法テラスができてから平成30年ぐらいまでは、いずれの場合でも代理援助は認められていた。これが平成30年以降、認められなくなったという経過があるということについても御説明が必要だと思いますが、以上の点についていかがでしょうか。

○本田総合法律支援推進室長 青木委員、ありがとうございます。

まず最初の無報酬案件への対応という形での必要性というお話だったかと承知してございます。まさに青木委員が御指摘されたような必要性という範疇になりますと、先生もお話になりましたとおり、所管されております厚労省とか、様々なところで施策全体を通して見てという形になるところではないかと考えてございます。

司法法制部といたしましては、第二期計画にもありますとおり、適切に法テラスの民事法律扶助が利用される、活用されるというところを考えていかなければならないと考えてございますので、そういった点で、適切に活用できるという課題を少しでもクリアできるようにしたいという形で検討を続けていきたいと思っております。

なお、先ほど必要性という形で御説明いたしましたのは、説明の中でも少しお話ししたかと思いますが、後見人の方は専門職である、専門的な知見を有しているという場合に、その方がほかの方に専門的なところを依頼するというところについて、その必要性をまず前提として考えなければならないということで申し上げた次第でございまして、必要性がある、なしという形を今、申し上げているものではございません。前提として、当

然に出てくるべき問題であろうという形で指摘させていただいているところでございます。

また、2点目、運用につきまして、すみません、法テラスの過去のところ、詳細に把握しているところではございません。先ほどから申し上げておりますとおり、今後、適切に利用されるようにということで検討していきたいと思っておりますので、日弁連とも法テラスで協議しているものと承知しておりますので、ぜひ今後も前向きな議論、検討をさせていただきたいと思っております。

○青木委員 すみません、2点目ですけれども、法務省は9ページのパターンというのが従来は両方とも認められていたという経過を御承知ないという御回答ですか。そんなことはないと思っておりますけれどもね。

○本田総合法律支援推進室長 申し上げましたのは、詳細について承知していないというところでございます。それが全国的な扱いであったのかということですか、運用の変更が仮にあったとして、そういった経緯について承知しているものではないというものでございます。

○青木委員 もう一点、御質問ですけれども、11ページのところで、裁判所による付加報酬ないしは後見報酬と代理援助の不均衡というお話をされましたけれども、御趣旨は、均衡が取れていることが重要であるということであって、必ずしも裁判所の現状における付加報酬の決め方を前提として、それに代理援助と合うか合わないかという議論ではなく、双方が均衡の取れたものにする必要があるという趣旨での御発言ということでしょうか。

○本田総合法律支援推進室長 御質問ありがとうございます。

最高裁で決めるところ、今回の後見報酬につきましては、裁判事項という形になりますので、そういったところに我々が何らから申し上げることはできないものと考えてございますが、法務省といたしましては、裁判所での検討状況等も見据えた上で、適切な報酬額というものが、利用者の方、御本人さん、被後見人の方の御負担というところが適切になるように考えていかなければならないということでございます。

○青木委員 ありがとうございます。

○新井主査 それでは、これで法務省からの説明を終了とします。法務省、どうもありがとうございました。

それでは、議題4「意見交換」に移ります。

本日の報告や質疑応答の全体を通して、まず「後見人等の適切な報酬算定に向けた裁判所による自律的な検討」について意見交換を行います。次に「申立費用・報酬の助成制度の推進」について意見交換を行いたいと思っております。最後に「今後のスケジュール等」についても意見交換できればと考えております。

まず最初に「後見人等の適切な報酬算定に向けた裁判所による自律的な検討」について御意見があれば、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員 まず、最高裁判所の御報告についてなのですからけれども、先ほどもお話の中にあつたように、日々、事件処理等で大変な中、大変しっかりとした調査に取り組んでおられる様子が伺えて、これについては大変感謝申し上げたいと思います。そして、今後、ぜひこの調査結果を踏まえて、利用者が納得できる報酬の目安、つまり意思決定支援、身上保護を重視した適切な後見事務を推進していくような報酬の目安についての議論が進むことを期待したいと、感想だけになりますけれども、それだけお伝えしたいと思います。

○新井主査 ありがとうございます。続きまして、星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。裁判所の調査がこれだけ行われているということを知ることができて、本当によかったと思って聞いておりました。

ただ、全国的に統一的な調査ということも非常によく分かるのですが、個別の状況というところ、例えば専門職団体のほうの実態調査のようなものも併せながら、報酬の実情というものを考えていくことは可能ではないかなと思います。

例えば、社会福祉士会においては、資産がなかなか多くない方を受けている件数も、他の専門職と比較して多いと思う中で、報酬が期待できなくても報酬の付与審判を求めて、それと受領するということが別の問題であるということは、ここ数年伝えており、実際、どれぐらいの報酬審判を受けて、それを受け取ることができないのかというのは、団体の中でも少し調査しているところもございますので、今後そういったことも含めて検討できればよろしいのではないかなという感想というか、意見です。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしましたら、次のテーマである「申立費用・報酬の助成制度の推進」についてでも結構ですので、御意見があればお願いしたいと思います。西川委員、お願いします。

○西川委員 ありがとうございます。

私から、大きく分けて2点、意見を述べさせていただきます。

まず、第1点、法務省からの報告に関連してですけれども、民事法律扶助の制度がそもそも報酬助成の制度ではないということは十分理解できるのです。ですから、今、問題になっている、専門職後見人が法的サービスを後見人として提供しても報酬が支払われない事例があるという問題に対応できる仕組みでは、そもそもないということは理解できるわけですが、民事法律扶助の仕組みを修正して、あるいはそれ以外の仕組みを作ることも含めて、何とかこの課題に対応することができないのかというふうに率直に思います。

というのは、今日の法務省のスライドの最初にあつたとおり、法テラスは、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な法的サービス等の提供が受けられる社会を実現するために設立された法人だということでした。そして、法律専門職が専門性を発揮して後見事務を行っているのに、その報酬が受け取れないということが、今、問題になっているわけです。報酬が受け取れない仕事は受けられない、そうすると、本人は法的サービスの提供が受けられないということになりかねない。そこで、既存の民事法律扶助の制度では対応できないとしても、それを修正して何とかこの問題に対応することができないのか。

あるいは、民事法律扶助制度以外で何かその手当てができないのかということが大きな課題なのだと思います。

一専門職としては、法律専門職が専門性を発揮して後見事務を行った事案、虐待対応などの権利侵害の回復支援を中心に後見事務を行った事案が典型だと思いますけれども、そういった事案については、地域における支え合いとか互助に基づく後見事務とは、また別の基準に基づく報酬助成の仕組みがあってもいいのではないかと思います。そういった大きな枠組みで何か検討ができないのかということ、今日、改めて法務省の報告を聞いて感じました。これが1点目です。

2点目ですけれども、現在の成年後見制度利用支援事業も、全国どこでも同じような報酬助成が受けられるという仕組みを目指さなければいけないということを強く感じました。この1週間ぐらいの間に私の元に全国から寄せられた例で、一方で、裁判所に報酬付与の審判を出してもらわないと利用支援事業の報酬助成は受けられませんよという自治体もあれば、他方で、逆に裁判所に報酬付与の申立てを却下してもらわないと報酬助成は受けられませんよという自治体もある。こういったばらつきも混乱の元です。

あと、これは私からこれまでも何度かお話ししているのですけれども、裁判所側は、自治体側で幾ら助成するか事前に示してもらわないと、現預金の範囲でしか報酬付与の審判はできないから、自治体側からまず助成可能額を示してくれなければ駄目ですよとおっしゃる。他方、自治体のほうは、裁判所が先に審判で報酬額を示してくれないと、自治体としては報酬助成ができるかできないかは言えませんという。どちらかが折れていただければいいのですけれども、両方ともそうおっしゃっていると、結局、助成可能な額の枠の範囲内の最低限の報酬助成しか受けられないということがある。こういった不合理なことが生じないように、なるべく全国で統一的な運用ができるような仕組みが必要なのではないかと感じています。

○新井主査 ありがとうございます。続きまして、住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からも利用支援事業について意見を述べたいと思います。

まず、今日の議論にもありましたように、全国で97%ほどの自治体が要綱を整備していますが、実際に本当に予算化されているか、予算の執行率がどのようになっているかというところも、とても課題が大きいのではないかと思います。具体的な運用面についての課題ですけれども、本人、親族申立ての場合に、申立費用の助成が償還払いのため、申立時の費用を捻出することが難しい方もおられます。そのときに、社協さんの生活福祉資金などの貸付けということも考えられますが、時間や手間がかかることや断られる場合もあるということがあります。

そうしますと、首長申立てしていただけるかということですが、本人や親族に申立ての意思がありながら、首長申立てということもなかなか難しく、お金をためてから申し立てしてほしいということもあります。そのような場合に、申立費用に係る印紙や郵券を現物

支給にするなどの工夫は考えられるかと思えます。また、本人・親族にとっても、自ら申立てすることで制度利用の理解が進むという効果もあります。

実際、尾張東部地域では、この課題に対応するため、行政と協議して、平成29年から、センターによる申立諸費の立替制度というものをつくりました。その名のとおりに、申立てに係る諸費を立て替えるのですが、申立人には現金ではなく、郵券とか印紙を支給し、診断書代は直接医療機関に振り込むようにしています。審判後に行政から利用支援事業に伴う費用をセンターに返金する手続きを行っています。中核機関である当センターでは、毎年80件から90件の申立てに関する相談対応をしていますが、この申立ての立替制度を利用する方が毎年7件から9件ありまして、申立費用の捻出が困難な方が1割程度いるということになり、このような課題はどの地域にも潜在しているのではないかと思います。

もう一つ、幾ら自治体が利用支援事業を整えても、資産要件に該当せず、一定の収入があっても債務や返済がぎりぎり、どうしても無報酬事案というものが出てきます。その無報酬事案について、今日、様々な議論がありましたが、利用支援事業でも対応できないものを、最終的に、どのように、誰がその責任を負っていくのかというところに非常に課題が多いと思えますし、今日の法務省の御説明にもありましたが、そういった事案について、先ほど西川委員も言われましたように、厚労省だけではなく、この制度を所轄する法務省が、報酬助成の在り方も含めて、大きな枠組みの中で一緒に、ともに考えていただきたいと思えます。

今の無報酬事案に関して、私ども尾張東部では利用支援事業の要綱を整備しておりますが、その要綱に該当しない場合は、当法人で法人後見を行っています。無報酬案件を受任し、法人に対しては利用支援事業の要綱に該当しなくても報酬助成して、行政が最終的な責任を取るという形を仕組み化しています。利用支援事業の要綱を整備したとしても、残る課題について、どのように検討するのかということが、今後考えていかななくてはならないことと思っています。

○新井主査 ありがとうございます。続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 今日は、どうもありがとうございました。

私も、西川委員、住田委員と同様なので、本当に簡潔に発言させていただきたいと思えます。利用支援事業を含めた財源問題は、今、各自治体において体制整備を進める中での受け皿をつくっていく上では、報酬問題というのは安定した取組を進めるというところでもキーワードになってきます。利用支援事業を含めて、各自治体の努力だけでは、介護保険料が高くなったり、障害者福祉サービスも総合的な財源の中でやっていますから、圧迫されていく。そういうことを考えたときに、所管する法務省も、現行としてはなかなか難しいという状況かもしれませんが、ぜひとも財源についても、今後、しっかり検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新井主査 花俣委員、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

制度を利用する側としては、我々にとっては、本当は私たちが望む適切な後見業務を行ってこない専門職にずっと報酬を払い続けるというのは、非常に納得ができないところなのですけれども、一方で、専門性が高くて、かつ、しっかりと本人に向き合ってください専門職が無報酬で働くこともあってはならないと思っています。本来、ぜひとも制度に関わってもらいたい理想的な、あるいは求められる在り方を実践されている専門職を、この制度から逃してしまうことになるのではないかという危惧を持たざるを得ないというのが、今、感じているところです。

それから、法務省の御説明については、大変申し訳ございませんけれども、現行法の課題や検討の列挙ばかりを聞いたような印象を強く持ちました。青木先生の御意見、あるいは倉敷市さんからの御指摘、その他ありましたように、法務省については、法律を書いたり、つくるということだけではなくて、実際にそれを動かすというところにも積極的に関わっていただいて、法律職の高い専門性がしっかりと担保されるように、民事法律扶助についての見直しというのも、ぜひしていただきたいなと思います。

成年後見制度というのは、厚労省マターでもなければ、法務省マター、むしろ法務省のほうが介護保険制度ができるときに、併せて成年後見制度というのを決められたと私は認識しているのですけれども、今、お話を聞いていると、ちょっと人ごとみたいな印象を持ってしまいました。もう少し本当に成年後見制度利用を促進して、第二期計画で権利擁護支援にしっかり軸足を置いて、地域共生社会を実現しようという壮大な目標を持って、今、いろいろなところでいろいろな検討がされているわけですから、そういった姿勢を皆さん、共通して持っていただきたいなと思います。

そういう意味では、厚生労働省から御説明あったことに関しても、同様に感じました。確かに、私、実は介護保険部会にも属しております、向こうでもかなり厳しい議論が展開されている最中です。したがって、任意事業の中に成年後見制度の利用促進に絡む事業がまた入ってくるということになると、なかなか厳しいところがあるということも承知しております。給付費以外の地域支援事業の中には、本当に様々な事業が次々と押し込まれてきておりますので、そういう意味では大変なのは重々承知しておりますけれども、先ほど倉敷市さんから御指摘がありましたように、余りのんびりしていると、来年度の予算取りができなくなってしまいますね。そうすると、またまた、今すぐにも制度の利用が必要な人がこのまま置いてきぼりを食らう。

こういうことをいつまでも繰り返していたのでは、とてもではないですけれども、必要な人が必要なときに使える制度として、みんなで頑張って前進していきましょうと言っている、その足並みがなかなかそろわないというのは、非常にマイナスイメージがまた強くなってしまいかんと思っています。

具体的に動かない。課題を先送りにするということがないように、もう少しスピード感を持って前向きな取組に、それぞれ各省庁、ぜひとも取り組んでいただきますよう、本当に利用者の立場で勝手放題、言いたい放題とお思いになるかもしれないですけれども、お



一人お一人の人権を守るという視点からいけば、あえてここで利用者に代わって、そういった意見を申し述べさせていただきたいと思いました。

○新井主査 ありがとうございます。

これは意見交換の場ですので、裁判所は余り言及されなかったかもしれませんが、できれば裁判所、厚労省、法務省のほうから、一言ぐらいで結構ですので、発言がもしあればお願いしたいと思います。まず、最高裁、何かありますか。

○向井第二課長 まず、花俣委員から最初の御発言で、意思決定支援、身上保護を重視した報酬体系にという御意見をいただきました。直接、今日の実情調査の話というよりは、将来の報酬の在り方の問題だと思いますけれども、御指摘のとおり、意思決定支援とか身上保護の面では、これまで裁判所としては財産管理のところを重視して、報酬はやってきたというところについては、これはそのとおりだったと。それが意思決定支援なり身上保護も重視して、報酬は決定すべきではないかという流れの中に今あって、それも踏まえた上で、報酬については考えなければいけないということについてはきちんと認識しており、将来のあるべき報酬についても、そのことについてはきちんと認識した上で、各庁、検討を進めているところでありますので、もう少しお待ちいただければと思います。

また、星野委員の御発言の趣旨として、社会福祉士の皆様が身上保護を中心とした困難な事案に多数取り組んでおられて、実際には財産がそれほどない方が多いので、報酬も受け取れていないという実情にあるということについては、そういった側面があるのだということ、こちらとしても承知しているところです。そういった困難な事案を社会福祉士の皆様をお願いしているという実情があることについても、承知しているところです。実際には、報酬の付与の申立てをして、報酬の決定は受け取れども、回収できていないというものが、それなりの数あるのだということについても、恐らくそのとおりなのだろうと思っていて、今回調査の対象にはしていないということについては、申し上げたとおりです。そういった意味では、この後明らかになる調査結果では、報酬付与の申立てがそもそもないケースがどれぐらいあったのかという意味で、無報酬事案のミニマムのものについては把握できますけれども、報酬決定を受けているものの、回収できていないものについては把握できていないことになりますので、実際の無報酬事案というのはそれを上回る数あるということになるのだと思います。

今回の調査では、そのことについては把握できないのが実情ですので、もし専門職団体の方々のほうで、実際には報酬決定を受けているけれども、回収できていないのだというものについて調査されるということであれば、そのことも念頭に置いた上で、報酬助成と実際の報酬の在り方について検討する、1つの有意な資料になるかと思っておりますので、もし社会福祉士会のほうで、実際に報酬付与の決定を受けているけれども、回収できていないというものについて実情調査等をされるということであれば、ぜひその結果についてもお知らせいただければ、参考になるかなと感じた次第です。

あとは、西川委員からお話がありました、報酬助成と報酬決定のどちらを先にするかと

いう問題については、実際そういう事案もあるのだということを認識いたしました。裁判官のマインドとしては、成年被後見人の財産をマイナスにするわけにはいかないという気持ちが恐らくあると思いますので、助成額がどこまで出るか分からない状態で、実際には助成を上回るような報酬額の決定をしてしまうと、収支がマイナスになって、財産がマイナスになってしまいます。それはぜひ避けたいので、先には決めたくないという話なのだと思います。それがゆえに、結局のところ助成もされずに困るといような事態が生じているということだとすると、それは決していい事態ではないというのはそのとおりです。

中には、報酬額がこれぐらい出るだろうということを見越して決定している事案もあると思いますし、それは個々の裁判官の判断だということで、今はやっているのですけれども、もし全国的に助成額としては幾らだという話があって、それを基に裁判所が報酬を決めればいいのだということで統一的な扱いが仮にできるのだとすると、それは一歩前進にはなるかなと思います。ただ、そこは助成の問題ですので、厚労省の問題かと思いますが、そこに至るためには、多分道のりとしても難しい部分もあるかと思いますが、理想としてそういったことがあれば、裁判所としても報酬決定がしやすいというのは、そのとおりだろうと感じました。

○新井主査 ありがとうございます。

厚労省、法務省、簡潔に発言いただいて、その上で青木委員と伊東委員代理の方についても発言をお願いしたいと思います。では、厚労省、お願いします。

○和田認知症総合戦略企画官 御指摘ありがとうございます。

まさに我々が認知症施策を担当しておりますけれども、2025年に向けまして認知症高齢者の方の数も増えてまいりますし、単身高齢者も増えてまいりますし、今、まさに御指摘のあったとおり、非常に大きな課題として全世代型社会保障の検討の中にも入っておりますが、成年後見の利用促進、また意思決定支援、権利擁護支援という立場から、今、持っているツールとしては支援事業ということで御説明申し上げましたが、大きな制度全体としての議論も進めていかなければならないということで、ここはまさに最高裁、法務省とも連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

検討のスピードが遅いのではないかという御指摘につきましては、もちろん自治体とも調整の上でやっていかなければいけないということと、また、花俣委員からも御指摘があったとおり、介護保険の全体の議論もございますので、そちらも見ながら、ここは我々としても調査を進めつつ、適宜適切に自治体のほうとも議論を進めながら、何か先んじて言えることがあれば、適宜やっていきたいと思っておりますし、全体の議論と併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

1点だけ申し上げれば、自治体も非常にいろいろな業務を抱えており、そこにこの成年後見制度の現状、また法律に明るい者がどれぐらいそろっているのかということも、実際進める上ではかなり大きな課題になってきていると思っておりますので、そういった点も含めまして、こういった意見交換を進めていくことが重要なのだろうと思っております。

ろでございます。

○栗原地域生活支援推進室長 少しだけ障害者の関係ですけれども、当然、障害者の権利擁護は大変重要だと、課題だと認識しておりまして、お金はなかなかいきなり増えたり、天から降ってくるものではございませんので、それはそれで努力しつつ、多分、運用の工夫とか、そういうところも含めて知恵を出しながら、何よりも私どもですと現場の障害者の方ですけれども、しっかりと必要な支援が届くということを本当に真ん中に据えてやっていきたいと思っております。先ほど申されたスピード感をもって進めていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○新井主査 法務省、お願ひいたします。

○本田綜合法律支援推進室長 法務省司法法制部でございます。

すみません、他人ごとのような感じをおしかりを頂戴いたしました。心に留めたいと思っております。申し訳ございません。ただ、今回、私が説明いたしましたのが、昨年度はなかなかきちんと御説明する機会がなかった、我々司法法制部でございますが、我々が所管してございます民事法律扶助について御説明するというテーマでございましたので、成年後見自体に関与している制度とはちょっと違うというところで、そういったテーマであったためということもあるので、大変申し訳ないのですが、御理解いただければと思っております。民事法律扶助の活用という点で、我々、先ほどから申し上げましたとおり、課題は多くございますが、当然、積極的な活用をぜひしていただきたいと思っておりますので、今後も検討していきたいと思っております。

ただ、民事法律扶助は、その制度自体が広くいろいろなトラブルを抱えた方、例えばひとり親の方ですとか、犯罪被害者の方ですとか、いろいろな方を支援していかなければいけないという中で、兼ね合いで考えていかなければならないというところもございますので、そういったところも御理解いただければと思っております。本日はありがとうございました。

○新井主査 では、法務省も今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、青木委員と伊東委員代理に発言をお願いしますが、そろそろ時計が気になる時間ですので、そのことも考慮に入れて発言をお願いします。

青木委員、お願ひいたします。

○青木委員 何度もすみません。ありがとうございます。

先ほど質疑応答でちょっとやり取りをしましたがけれども、法テラスの活用というのは、スライドにありますように、もともと専門職であっても、そうでなくても、代理援助というのが使えるという状態で平成18年に発足したものであります。裁判所は、当然、法律事務を必要とすると予測される事案については、法律専門職をその観点から選任するということがあると思っております。それについて、実際には無報酬で報酬助成も受けられない事案というものについても、やむを得ず頼みたいということになると思っております。その際、弁護士がそれを自分ではできないので、やむを得ず第三者に頼みながら対応してきたというのが実情です。

それが平成30年以降にできなくなりまして、結局のところ、その犠牲の下に無報酬でやるしかない、あるいは本来は弁護士に頼みたいけれども、親族後見人、その他に頼んだ上で、法律事務だけ代理援助を使うというような、やや違った形でしのぐしかないという状況がずっと続いているという状況で、現場の法律専門職はこれ以上限界だということまで来ているという状況です。そういう中で元に戻して、もともと代理援助が使えるということにしていこうという話でありますので、極めてシンプルな話だと考えています。これについては、当然、裁判所がそうしてもいいという判断をいただいた上で、第三者に頼めばいいということですので、裁判所の検討も踏まえていただいて必要性を検討して運用するということが十分成り立つ制度なので、一日も早く、この実現をお願いしたいと思っております。

さらに言えば、本来、裁判所は、その弁護士、司法書士にしてもらいたいということで選任するわけですので、弁護士である後見人が弁護士としての御本人に、自己契約と言うのですけれども、代理援助契約を結んで、それを実際に代理援助として使うということも十分に検討の価値がありまして、先ほど御紹介いただいた日弁連と法テラスとも、そういうことも含めて検討しておりますので、ぜひそれを法務省も十分に御理解いただいた上で、裁判所とも協議しながらできる運用、今の総合法律支援法の中でできることをしっかりと積極的に対応いただければと思います。

さらに言えば、総合法律支援法というのは、先ほど西川さんからもあったように、あまねく法的サービスを照らすという意味であれば、成年後見制度も権利擁護の一環として法的サービスでもあるわけですから、これを総合法律支援法の仕組みを変えることも含めて、何らかの形でここに後見報酬と法テラスの接点というのをつくるということも非常に重要な課題だろうと思っております。

また、厚労省では、今、一生懸命、この助成制度について検討いただいておりますが、任意であるための限界とか市町村の財源の限界ということが見えてきているところでもございます。市町村申立てが4分の1、本人申立てが4分の1ということが表しているのは、身寄りのない方や福祉的な支援が必要な方がこの制度を利用しているという勢いが急速に増しているということもありますので、その中でいかにして地域社会における身寄りのない方等の支援をするかという喫緊の課題を、この後見制度においてもどう支えるかという観点で、全国市町村の格差のない制度という意味での財源の確保をぜひお願いしたいと思っております。

○新井主査 ありがとうございます。伊東委員代理、お願いします。

○渡邊代理 倉敷市福祉援護課の渡邊です。自治体の立場からの発言をさせていただきたいと思っております。

先ほど最高裁のコメントで、全国的に報酬助成があった上で裁判所が報酬決定するような発言がありました。報酬助成は厚労省という発言もありましたが、利用支援事業は現在、市町村の事業であり、きちんと市町村の考えを聞いていただきたいと思います。アンケート

トナりのヒアリングにおいても、死後事務のときにどのぐらいお金を出しているかであったり、在宅とか施設の区別をどうしているかなど、非常に細かいところで倉敷市と岡山市、その隣の総社市、近隣市町村で全然違っておりますので、そういったところは県単位でもう少し詳しく調査していただければと思っております。

また、先ほど法テラスのことが花俣委員からもお話ありましたけれども、市町村としましては、利用促進の中で、法テラスの利用ができるかどうかというのは、申立てをする際にもキーワード的になっている事業になります。ですので、権利擁護支援ネットワークの中の一つに法テラスという制度が入っているという認識で我々おります。本田総合法律支援推進室長から、今回のご説明が、「成年後見自体に関与している制度とはちょっと違う」という発言をなされましたが、現場の立場からすると同じであるというところは、発言しておきたいと思えます。

その点から、西川委員からも発言がありましたけれども、本日、法テラスさんが出された2点の検討項目のみならず、法律専門職の後見人が法的な専門性を発揮した部分について、法テラスで見てもらえるような形での検討をすることは、ぜひ法務省の中で予算化について検討項目に入れていただきたいと思えます。

以上、意見としてお伝えします。

○新井主査 ありがとうございます。

今後の検討スケジュールについて、皆さんの御意見を伺うべきところですが、時間の関係もありますので、私が座長として考えている案を簡単に申し上げて、それでよろしいかどうか、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

本日の第1回目のワーキング・グループにおいては、最高裁判所、厚生労働省、法務省からそれぞれ説明をいただいて、現状、問題点、課題等を把握いたしました。

11月の第2回ワーキング・グループにおいては、海外の状況について検討したいと思います。我が国の制度との親和性もあるオーストリアとドイツの改正法を取り上げますが、障害者権利委員会の我が国に関する総括所見も示されましたので、今後の我が国の方向性を考える観点からも重要な示唆を得ることができるのではないかと考えております。

来年2月の第3回ワーキング・グループにおいては、最高裁判所の報酬実情調査報告、厚生労働省の成年後見制度利用支援事業の中間報告が予定されています。詳細なデータの分析によって、現状をさらに深く把握することができると考えております。

そして、来年春から夏頃に予定されております第4回のワーキング・グループにおいては、最高裁の取りまとめをベースにして、報酬の問題、助成の問題についてオールジャパンで対応できるような一定の方向性を見出すように努力していきたいと考えております。

座長としては大体そんなことを考えておりますけれども、特にここで御異論とか御注文があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。水島委員、いかがですか。

○水島委員 ありがとうございます。

進め方については、おっしゃるとおり、この検討を深めていくためには海外の事例など

の部分からも情報をいただくということは重要であると感じます。本日、様々な情報提供をいただきましたけれども、それぞれの省庁や家庭裁判所等において検討する中で隙間に落ちてしまう論点があるのではないかと存じます。このような論点に対しては、個々の省庁からの報告に加えて、共同で協議することが必要なのではないかと思います。今のところ、まだ私としては十分な意見を持ち合わせておりませんが、そのような協議の仕方も併せて検討されることを願います。

○新井主査 ありがとうございます。

私が今、示した大きな方向性、進め方について、特に御意見があったらお願いしますが、いかがでしょうか。もちろん、御意見があれば今後とも修正は可能ですので、取りあえず、今日の段階では、以後、こういう方向で進めることにしたいと思いますので、今後とも協力のほど、よろしく願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 次回、第2回成年後見制度の運用改善等ワーキング・グループは、11月8日午後2時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認をいただいた上でホームページに掲載いたします。よろしく願いいたします。

○新井主査 それでは、今日のワーキングの会議はこれで終了といたします。

皆さん、どうもありがとうございました。